Can Do

"可能性への挑戦"



金田会計事務所通信

本物の損得勘定

バブル不況真っ只中の折、大阪で関西経済再建のシンポジウムがありました。関西経済が低迷している 理由として大阪商工会議所の副会頭の「工場等制限法」により大阪の都心部から工場や大学を追い出し、 空洞化につながったからだという意見に対し、ザ・アールの奥谷社長は「それは責任転嫁。何でも値切りから 始め、商品に価値を見出そうとしない風土が、原因だ」と反論していました。 関西の商いの思想として 「損得勘定」があります。目先の損得にのみに囚われると、安いことや法すれすれなどは良いことになるで しょう。しかし、長い目で見ると、この考えは変わってきます。最近の耐震偽装問題やライブドア事件も同じこと が言えるのではないでしょうか。

人間には二つの心があると私は思っています。一つは、自分を基準として、自分にとって都合のいい事、安 易なこと、簡単に結果が出ることで自分の満足を図ります。もう一つの心は、周囲や相手の願い(ニーズ)を基 に努力し、幸せを創造することにより、結果として満足を得ることです。前者は自己中心的で、あまり発展性が なく、刹那的、一時的な成果しか生まないようです。後者は他者の存在を重要視し、人や環境の絆を強め成長 していく源泉となります。「損得勘定」は<mark>損して得取れ</mark>といいますが、まさしく後者のことではないでしょうか。

私は若いころ、営業が向いていると言われ、本当はいやでしたが、営業を厳しく躾けられたことがあります。 しかし、結果として、今の私にとっての大きな財産になっています。最近の若い人が苦労は嫌で、楽な仕事が いいと考えている調査結果については、素直な人間の本性だと思います。しかし、自分の持っている範囲は 狭くて、成長できる要素は少ないので、苦労を買って積極的に努力してほしいと思います。今の経営者の皆様 は、自分の苦労話などの経験を積極的に若い人に話し、従業員が成長できるように苦労させてください。 そして、自分が得てきた多くの成功体験を経験させてください。人間はともすれば安きに流れるものですから。

本物の「損得勘定」ができれば、立派な<mark>商(あきな)いの達人</mark>です。これは<u>方法論のことを言っているのではなく、仕事の動機、目的、方向性がどうかを確認しながら、戦略、戦術を練ってくださいということなのです。</u> 調子が良いときは心配を多くし、ピンチのときは希望を持っていきましょう。そのため、私には自分によく言い聞かせることがあります。「精進。精進!」

税理士 金田康良





交際費と上手に付き合う方法

事業を行っていく上で、どうしても欠かせないものの一つに交際費があります。平成 18 年度税制改正でも 交際費課税の見直しがあり、今回はこの交際費についてまとめてみました。



【 支出交際費の損金不算入制度 】

資本金1億円以下の企業については、

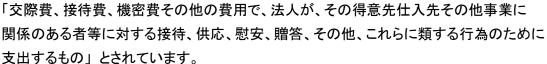
- ① 400 万円までの交際費の金額のうち 10%部分は損金不算入
- ②、400万円を越える部分については全額損金不算入となります。
- (損金不算入とは、税金計算上、経費にならないこと)
- (注)資本金1億円超の企業は交際費全額損金不算入





【 交際費と他の経費との区分は 】





交際費とならないものは、別途定められています。また、<u>外部の人だけでなく、従業員等への</u> 飲食等についても交際費とされることがあります。ただし、次の場合は交際費とはされません。

- 一定の商品を購入する一般消費者を、旅行・観劇等に招待することをあらかじめ広告宣伝 したうえで、招待する費用(⇒広告宣伝費)
- ⇒ 特約店等の従業員に対し、販売数量または金額に応じて、あらかじめ明らかにされている ルールで交付する金品の費用(⇒販売促進費等)

② 福利厚生費



次に掲げるものは福利厚生費とすることができます。

- ▶ 創立記念日、国民祝日、新社屋落成式等に際し、社内で従業員に一律に供与される 通常の飲食に要する費用(金品を除く)
- ▶ 残業・日直・宿直者の夜食代(一回につき300円以下)及び、宿・日直料(一回4,000円以下)
- ▶ 従業員の運動会、慰安会等、又は慰安旅行(50%以上の参加者)の費用 (注)いずれも世間一般から見て、妥当とみられる金額及び頻度が目安ですが、 家族のみの会社ではほとんど認められません。



③会議費

会議に関連して、茶菓子、弁当、その他の飲食については、一般的に一人3,000円以下のもので、 会議に関する議事録等があれば、交際費とはされません。ただし、会社に会議室があり、理由なく 外部で飲食をともなって行うものは、内部接待として交際費とされる場合があります。



4 給与・役員賞与

創業記念品で、5年未満の周期のものや金銭での支給は給与とされます。また、同族のみの会社の 社員旅行は家族旅行とみなされ、役員賞与になり損金不算入の上、源泉徴収の対象となりますので、 気をつけてください。

ただし、以上にあげた例は実態がどうであるかが最終的な判断となります。



【 平成 18 年税制改正による少額な飲食費の損金算入制度 】

社外の者に対する、一人 5,000 円以下の飲食費を交際費から除く制度です。これは、

平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに開始する事業年度が対象です。この規定を受けるには ①、飲食のあった年月日 ②、飲食に参加した得意先等の会社名、氏名、その関係(〇〇課〇〇様まで具体的に) ③、飲食に参加した者の数 ④、飲食の金額、飲食店名及び所在地等が必要です。

また、領収書を分けて金額を小さくすることや、人数のごまかしなどの行為がわかれば重加算税 (いわゆる脱税)の対象とされるため気を付けてください。今後は、「交際費」と「少額接待費」という科目に分けることも必要でしょう。また、<u>領収書には、宛名が空欄であったり、上様となっていてはいけません。年月日も忘れず、記入もれがないようによく確認してください。</u>一人で食事をしたもので交際費として精算する人もいますが、無論対象外です。(領収書に人数が書いてあるものもありますから・・・)



最後に、個人事業者の交際費は全額経費として認められますが、事業と関係のない 費用については、法人も同様ですが、個人の趣味としての支出となり、当然経費には なりませんので注意してください。改正税法に伴い、参考となる書式を用意しました。



少額接待費明細

営業2課 氏名 山田 太郎 印

飲食のあった日			
18年 5月 3日			
	会社名及び関係		
	〇〇〇株式会社(仕入先)		
	部署名又は役職		
	営業部課長他		
	氏 名及び人数		
	太田 一郎、星 徹 計2名		
飲食店名、住所及び金額			

領収書の通り

領収書貼付

担当	部長	社長
印	印	印

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として 税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動への サポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町3丁目4番5号 本丸田ビル3階(1階阪急そば)

TEL(06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail: kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp



顧問先のメインバンクでの決算報告会